議第114号 呉市国家戦略特別区域法に基づく緑地面積率等に係る準則を定める 条例の制定について

1 制定の趣旨

国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)に基づき,工場敷地の緑地面積率及び環境施設面積率の基準を緩和するため,工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項の規定により公表された準則等に代えて適用すべき準則を定める条例を制定するものです。

2 制定の経緯

本市に存する工場立地法第6条に定める工場(敷地面積が9,000平方メートル以上又は建築物の建築面積の合計が3,000平方メートル以上の工場。以下「特定工場」といいます。)については、同法第4条第1項の規定により公表された準則又は工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成17年広島県条例第5号)(以下これらを「既存準則」といいます。)の規定に基づき、工場の敷地面積に対し、一定割合の緑地及び環境施設の面積を確保する必要があります。

特定工場のうち既存工場(昭和49年6月28日において、設置され、又は設置のための工事が行われていた特定工場をいいます。以下同じ。)の一部において生産施設を拡張する場合は地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例(平成20年 呉市条例第47号。以下「地域未来投資促進法準則」といいます。)により、緑地面積率及び環境施設面積率の緩和措置を受けているものの、その他の場合には緩和措置がなく、工場の敷地面積も限られていることから、十分な生産施設面積が確保できず、企業の生産施設拡張に支障が生じています。

このような状況を踏まえ、限られた敷地の中で企業の設備投資を最大限に促進し、産業競争力の強化や地域経済の活性化、更には雇用創出につなげるため、国家戦略特別区域法第20条の2第1項の規定により、既存準則に代えて、新たに適用すべき準則を条例で定め、規制緩和をするものです。

3 条例の主な内容

(1) 規制緩和のイメージ

既存準則に定める緑地及び環境施設面積率を緩和 【現行】

用途地域	環境施設面積率(緑地面積率)
工業・工業専用地域	15%以上(10%以上)
準工業地域	20%以上(15%以上)
上記以外の地域	25%以上(20%以上)

【規制緩和後】

緑地·環境施設面積率 5%以上

(2) 対象範囲

- ア 桑畑・郷原・苗代・長谷工業団地内に存する特定工場
- イ 既存工場(地域未来投資促進法準則の適用を受けるものを除く。)
- ウ 今後、呉市総合スポーツセンターの敷地に立地する予定の特定工場

4 施行期日

公布の日